

# 地域子育て支援拠点事業

## 背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は  
家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

## 課題

- ・ 子育てが孤立化し、  
子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子ども  
との関わりの減

## 地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、  
相互交流や子育ての不安・悩み  
を相談できる場を提供

## 地域子育て支援拠点

公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、  
乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施  
NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、  
子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

### 事業内容

- 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- 子育て等に関する相談、援助の実施
- 地域の子育て関連情報の提供
- 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

平成27年度  
実施か所数  
(交付決定ベース)

6,818か所

解消

育児不安



地域で子育てを支える

# 地域子育て支援拠点事業の概要

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 地域の子育て関連情報の提供	子育て等に関する相談・援助の実施 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	<p>～ の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施</p> <p>・<u>地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算)</u> 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う</p> <p>・<u>出張ひろばの実施(加算)</u> 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設</p> <p>・<u>地域支援の取組の実施(加算)</u> 地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。</p>	<p>～ の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施</p> <p>・<u>地域の子育て力を高める取組の実施(加算)</u> 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施</p>
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日 / 1日5時間以上	週3～4日、週5～7日 / 1日3時間以上

# 妊婦健康診査について



## 根 拠

母子保健法第13条(抄)

市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

## 妊婦が受診することが望ましい健診回数

「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」(平成27年3月31日厚生労働省告示第226号)

妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回

妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回

妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回

( これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度である。 )

## 公費負担の現状(平成27年4月現在)

公費負担回数は、全ての市区町村で14回以上実施

里帰り先での妊婦健診の公費負担は、全ての市区町村で実施

助産所における公費負担は、全ての市区町村で実施

## 公費負担の状況

平成19年度まで、地方交付税措置により5回を基準として公費負担を行っていたが、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算において妊婦健康診査支援基金を創設して公費負担を拡充。

平成22年度補正予算、平成23年度第4次補正予算により、積み増し・延長を行い公費負担を継続。  
(実施期限:平成24年度末まで)

平成25年度以降は、地方財源を確保し、残りの9回分についても地方財政措置により公費負担を行うこととした。

# 乳児家庭全戸訪問事業(概要)

## 1. 事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

(児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業)

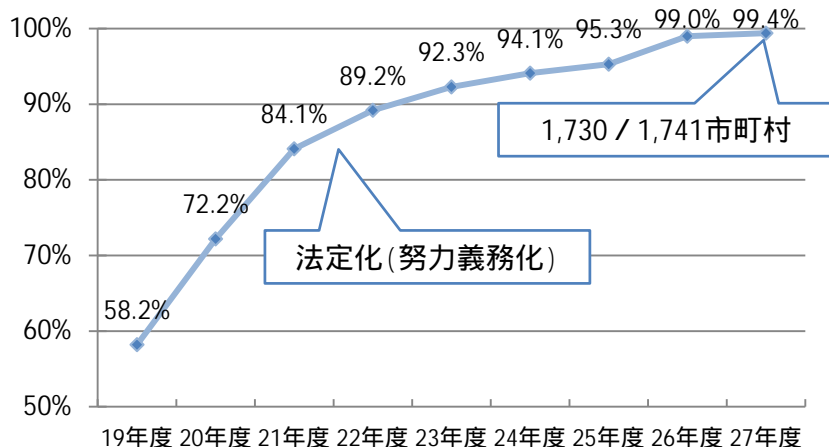
## 2. 事業の内容

実施主体:市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)

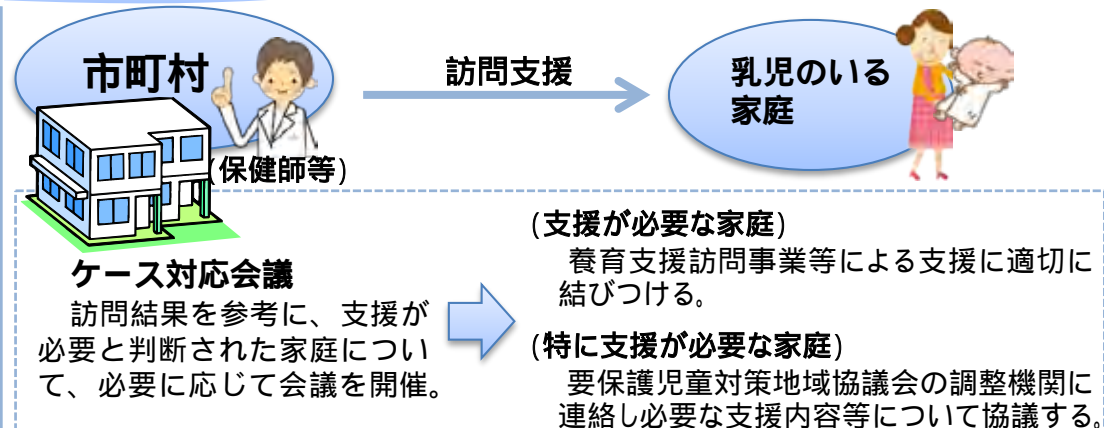
補助率 :国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

- (1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。  
育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。  
親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。
- (2) 訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。
- (3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

## 3. 実施率の推移



## 4. イメージ図



# 養育支援訪問事業(概要)

## 1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

(児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業)

## 2. 事業の内容

実施主体:市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)

補助率:国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。

### (1) 乳児家庭等に対する支援

妊娠期から乳幼児の保護者で積極的な支援が必要と認められる育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者等に対して、育児支援や簡単な家事等の援助、相談・助言等の支援を行う。

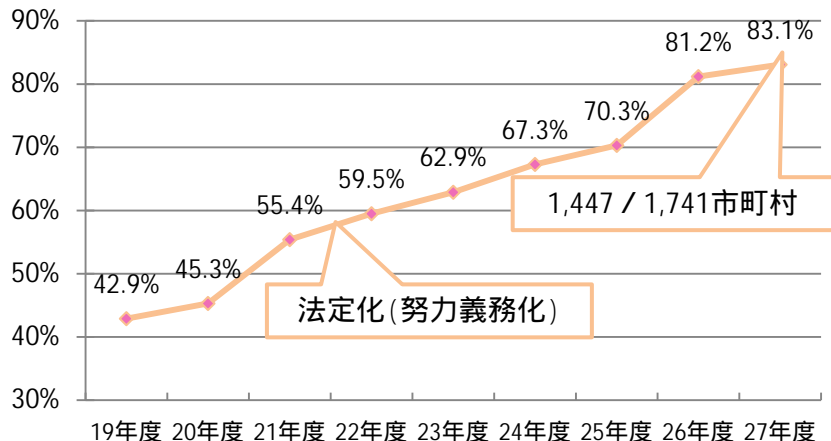
### (2) 不適切な養育状態にある家庭等に対する支援

食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、定期的な支援や見守りが必要な家庭、施設の退所等により児童が家庭復帰した後の家庭など生活面に配慮したきめ細かな支援が必要とされた家庭に対して、一定の目標・期限を設定した上で指導・助言等の支援を行う。

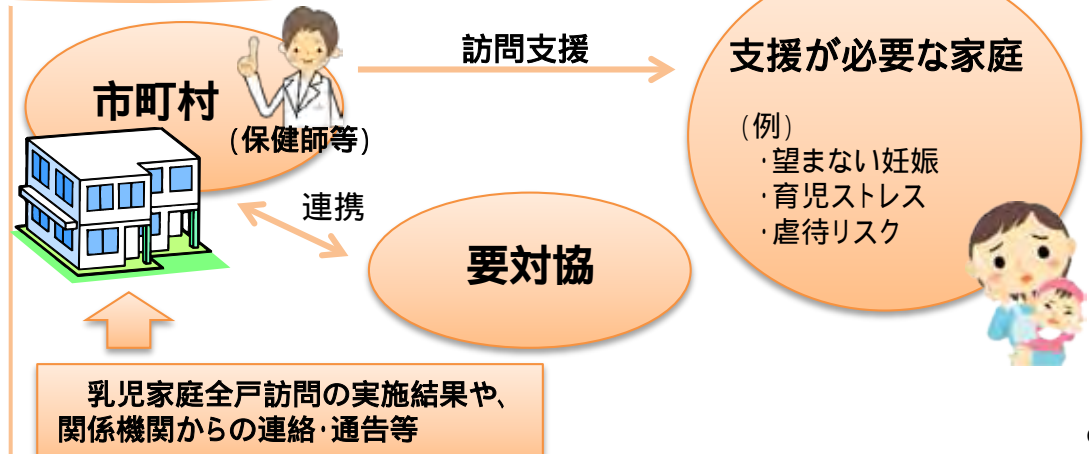
訪問支援者(事前に研修を実施)

- ・専門的相談支援・・・保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等
- ・育児・家事援助・・・子育て経験者、ヘルパー等

## 3. 実施率の推移



## 4. イメージ図





# 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(概要)

## 1. 事業の目的

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関の職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及びネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

(子ども・子育て支援法第59条第8項に規定される事業)

## 2. 事業の内容

実施主体:市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)

補助率 :国1/3(都道府県1/3、市町村1/3)

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、下記の取組に対して支援を行う。

### (1) 調整機関の職員やネットワーク構成員の専門性強化等

児童福祉司任用資格取得のための研修受講など

ネットワーク構成員のレベルアップを図るための研修会の開催など

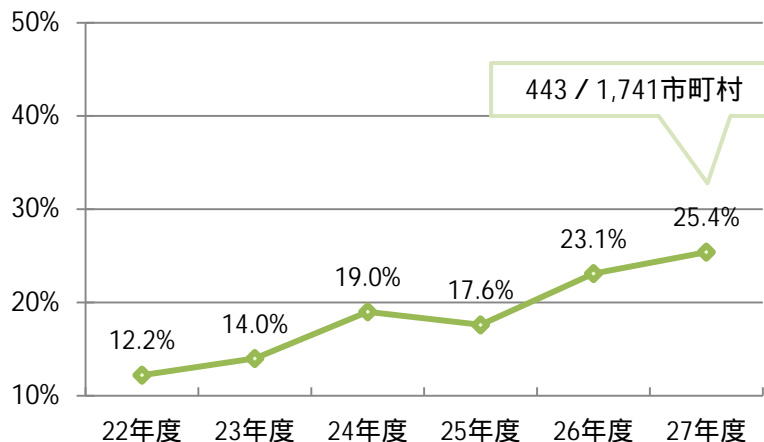
・ネットワークと乳児家庭全戸訪問事業等の訪問事業との連携構築

・ネットワークの調整機関による情報収集や、利用者支援事業等との相互の役割分担の調整等

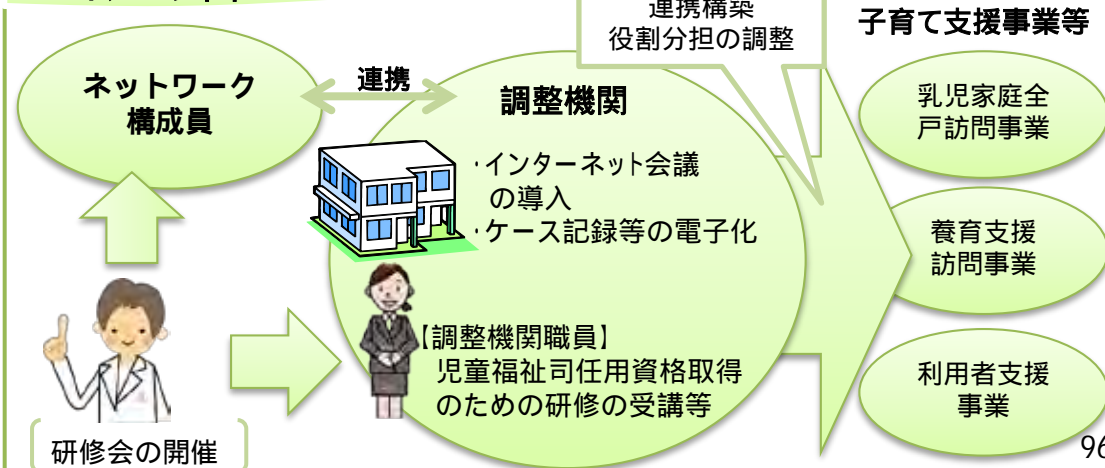
### (2) ネットワーク関係機関の連携強化

インターネット会議システムの導入や関係機関の協働によるケース管理などにより、ネットワーク関係機関の迅速な情報共有を図る。

## 3. 実施率の推移



## 4. イメージ図



# 子育て短期支援事業

## 目的・概要

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施。

### (1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施か所数	511か所	546か所	592か所	610か所	614か所	651か所	671か所	678か所	711か所	740か所

母子家庭以外の利用者也利用可能  
平成27年度は変更交付決定ベース

### (2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実施か所数	236か所	268か所	311か所	327か所	329か所	354か所	358か所	364か所	370か所	375か所

母子家庭以外の利用者也利用可能  
平成27年度は変更交付決定ベース

# 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。

なお、本事業については、平成17年度から「次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)」、平成23年度から「子育て支援交付金」、平成24年度補正予算により「安心こども基金」へ移行した。平成26年度は「保育緊急確保事業」として実施した。

さらに、平成27年度からは、「子ども・子育て支援新制度」において、「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられ、「子ども・子育て支援交付金」にて実施している。

## 相互援助活動の例

- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応(平成21年度から)

実施市区町村 平成26年度末実績 ( )は平成25年度末実績

・基本事業 769(738)市区町村

会員数 平成26年度末実績 ( )は平成25年度末実績

・依頼会員(援助を受けたい会員) 49万人(47万人)

・提供会員(援助を行いたい会員) 13万人(12万人)

